明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五七の一〇	関税法施行令第六十二条の十八（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の一一	関税法施行令第六十二条の二十四第一項（見本の検査をすることの承認の申請手続等）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の一二	関税法施行令第六十二条の二十七（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付
五七の一三	関税法施行令第六十九条第一項（認定通関業者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出

別表中第五七号の三を第五七号の六とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の七	関税法施行令第六十二条の四（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）の規定による書面の提出及び書面の写しの添付
五七の八	関税法施行令第六十二条の十（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手続）の規定による書面の提出及び資料の添付

別表中第五七号の二を第五七号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の四	関税法施行令第五十九条の十第二項（特定輸出者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五七の五	関税法施行令第五十九条の十六第一項（認定製造者の認定の申請の手続等）の規定による申請書の提出、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の添付又は同条第六項の規定による届出

別表第五七号の次に次の一号を加える。

五七の二	関税法施行令第五十五条の五第二項（特定保税運送者の承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付、同条第四項の規定による書類の添付又は同条第六項の規定による届出

別表第五九号の二中「第十三条第五項」を「第十三条第四項」に改め、「免税」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第六一号の二中「）において準用する」の下に「同法第十三条第四項の規定による承認の申請、同法第十九条第二項において準用する」を加え、同表中第六四号の六を第六四号の八とし、第六四号の五を第六四号の七とし、第六四号の四を第六四号の六とし、第六四号の三を第六四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

六四の五	関税定率法施行令第十一条第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出

別表第六四号の二の次に次の一号を加える。

六四の三	関税定率法施行令第六条の三第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付

別表第六五号の一四中「）において準用する」の下に「同令第六条の三第一項の規定による申請書の提出、同令第四十九条において準用する同令第六条の三第二項の規定による図面の添付、同令第四十九条において準用する」を、「書面の提出」の下に「、同令第四十九条において準用する同令第十一条第一項の規定による届出書の提出」を加え、同表第六六号中「第十六条の三第一項」の下に「輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）」を加え、同表中第七〇号の三を第七〇号の四とし、第七〇号の二の次に次の一号を加える。

七〇の三	関税定率法施行令第六十条第二項（使用状況の報告等）の規定による報告書の提出

別表第七一号の二中「第九条の二第五項」を「第九条の二第四項」に改め、「適用」の下に「の規定による承認の申請、同条第五項」を加え、「、同条第六項ただし書の規定による承認の申請又は同条第七項ただし書」を「又は同条第六項ただし書若しくは第七項ただし書」に改め、同表第七二号の二の次に次の一号を加える。

七二の三	関税暫定措置法施行令第二十七条第一項（原産地の証明）の規定による原産地証明書の提出

別表中第七三号を第七二号の四とし、同号の次に次の二号を加える。

七二の五	関税暫定措置法施行令第三十条第一項（特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする特恵受益国原産品についての証明）（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の添付
七三	関税暫定措置法施行令第三十一条第三項（特恵対象物品の本邦への運送）の規定による書類の提出

別表第七三号の二中「、第十五項若しくは第十七項」を「若しくは第十五項」に改め、同表中第七三号の四を第七三号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

七三の七	関税暫定措置法施行令第三十九条第一項（承認小売業者の承認申請手続等）の規定による申請書の提出

別表中第七三号の三を第七三号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

七三の五	関税暫定措置法施行令第三十三条の九第一項（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）の規定による届出書の提出

別表第七三号の二の次に次の一号を加える。

七三の三	関税暫定措置法施行令第三十三条の四第一項（製造工場の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による図面の添付

別表第七四号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による」を加え、同表第七五号中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項」に改め、「による」の下に「関税割当証明書の提出又は同項ただし書の規定による」を加える。

第一〇一号を第一〇二号とし、第一〇〇号を第一〇一号とし、第九九号の次に次の一号を加える。

一〇〇	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第十条　相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第十一条　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「構成員の本邦」を「構成員である当該生産者の当該貨物の本邦」に改め、同条第二項中「により」の下に「同条第一項の」を加え、「生産者は」を「生産者及び当該生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高は」に、「に掲げる本邦の生産者」を「の本邦の生産者及び総生産高」に改め、「輸入貨物と同種の」を削り、「に掲げる構成員」を「の従事する者」に改める。